

利根地域療育センター

発達障害の特性が気になる子供に、専門的な知識を有する作業療法士等の専門職が、アセスメント(親面接・発達検査等)を実施することにより、子供の特性を把握し、その子に合った支援についてお伝えします。

また、療育が必要な方で希望される場合には、個別療育の提供や療育に関する相談を行います。

令和6年5月1日より、下記の住所へ移転します。 (電話番号は変わりません。)



対象児

発達障害の特性が気になる就学前から小学校3年生までの子供

- ※発達障害の診断の有無に関わらず利用することができます。
- ※埼玉県内(さいたま市を除く)にお住まいの方に限ります。
- ※医療機関で発達障害に関するリハビリテーションを受けている方は対象外です。

利用方法

予約制です。まずはお電話にてお申し込みください。

住所・電話番号等

運営法人:特定非営利活動法人あかり

(多機能型児童通所施設療育センターあかり)

住 所: 久喜市久喜東5-30-10(旧ことり園)

電話番号:080-7504-5870(直通)

受付時間:月~金曜日 9時~17時(休日・年末年始を除く。)

利用の流れ

裏面をご覧ください。

他の地域の地域療育センターについて知りたい方は、県のホームページをご覧ください。 (検索サイトから、「埼玉県 地域療育センター」で検索することができます。)

みんなと 一緒に遊ぶのが とっても苦手…



先生の話を聞くとき

地域療育センターの利用の流れ

【埼玉県委託事業】

電話で申込み

対 象 児

発達障害の特性が気になる就学前から小学校3年生までの子供

- ※発達障害の診断の有無に関わらず利用することができます。
- ※埼玉県内(さいたま市を除く)にお住まいの方に限ります。
- ※医療機関で発達障害に関するリハビリテーションを受けている方は対象外です。

通所(3回程度)

アセスメント

- ・親面接
- ・発達検査、行動観察
 - 結果の説明

- 〇子供の発達について心配なこと、生育歴、日常生活の様子などについて、 お話をうかがいます。
- ○子供の発達状況を確認するための発達検査や行動観察を行います。
- 〇アセスメントの結果からわかる子供の特性や、 その子に合った支援についてお伝えします。

利用料

アセスメント結果の説明時に1,000円かかります。

療育が必要な方で、希望される場合

市町村窓口で、「通所受給者証」の発行手続きをします。

※すでに「通所受給者証」をお持ちの方は利用の流れが異なる場合がありますので、 各センターにお問い合わせください。

【児童福祉法に基づくサービス】

利用契約

個別療育

アセスメント結果に基づいて 個別療育計画を立て、 専門職による個別療育を行います。

保育所等への訪問

ご希望により、 保育所や幼稚園、小学校等を訪問し、 先生方と子供の理解や支援のポイント を共有します。

※状況によって、利用開始までお待ちいただいたり、他機関を紹介する場合もあります。

利用回数・期間

1ヶ月あたりの利用回数は概ね月1回程度です。 利用期間は、子供の状況や目標等によって設定し、一定期間で見直しをします。 利用できる年齢の上限があります。

利用料

児童福祉法に基づく自己負担がかかります(1回1,000円前後)。

- *所得に応じて1か月あたりの上限額が定められています。
- *満3歳の4月1日から3年間は無償化されています。
- ※通所受給者証のない方は、必要に応じて数か月に1回、専門職による療育相談を受けることができます。

療育相談の利用料は1回1,000円です。